

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令第
規制の名称	特定地域内の大学等の学生の収容定員増抑制の例外等
規制の区分	新設
担当部局	高等教育局高等教育企画課
評価実施時期	平成 30 年 8 月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的・必要性】</p> <p>「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）において、大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者（以下「大学の設置者等」という。）は、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算出した収容定員をいう。以下同じ。）を増加させてはならないとされたところ。しかしながら、必要以上に他の公益や学生や大学の設置者等の権益を損なうことのないよう、法において例外規定や経過措置が定められており、その具体的内容については政令に委任されている。</p> <p>※ なお、特定地域とは「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（平成 30 年政令第 177 号）」において東京都特別区している。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>法による委任を受けて、以下のとおり本施行令第で具体的に規定する。</p> <p>(1) 特定地域内学部収容定員の総数の範囲内でのスクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置（法第 13 条第 1 号及び第 2 号）について増加の方法及び増加できる範囲について規定</p> <p>(2) 特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令で定める場合（法第 13 条第 3 号）について規定</p> <p>(3) 平成 31 年 3 月 31 日までに特定地域内における大学の学部の設置その他政令で定める事項について認可を受けた場合は適用除外となる（法附則第 3 条第 1 号）ところ、その対象とすべき事項について規定</p> <p>(4) 平成 36 年 3 月 31 日までに専門職大学等の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合は適用除外となる（法附則第 3 条第 2 号）ところ、その対象とすべき事項について規定</p> <p>(5) 法の施行の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について届出を行った場合は適用除外と</p>

		<p>なる（法附則第3条第3号）ところ、政令で定める日及び対象とすべき事項について規定</p> <p>（6）法の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置その他の方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度の準備が行われている場合は適用除外となる（法附則第3条第4号）ところ、「相当程度の準備」の内容について具体的に規定</p> <p>【代替案の有無】</p> <p>当該規制は、法の委任の範囲内で例外事項や経過措置を具体的に規定するものであり、法の委任を受けた政令でなければ規定できない。</p>
直接的な費用	遵守費用	大学の設置者等が特定地域内学部収容定員を増加させようとする場合に文部科学省に届出等を行う遵守費用が発生し得る。
	行政費用	行政においては、大学の設置者等が特定地域内学部収容定員を増加させようとする場合に例外規定や経過措置に当たるか確認し、違反している場合には勧告・命令を行う等の行政費用が発生する。
直接的な効果（便益）		法において特定地域内学部収容定員を増加させてはならないとされているところ、本施行令案において例外規定や経過措置を具体的に規定することで、必要以上に他の公益を害することや、学生や大学の設置者等の権益を損なうおそれを軽減し、法の目的である東京一極集中の是正や地域間における高等教育の就学機会の格差の拡大を防ぎ、地域における若者の修学及び就業が促進される。
副次的な影響及び波及的な影響		特段の影響は想定されない。
費用と効果（便益）の関係		上記の費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することは妥当である。
代替案との比較		代替案は想定されない。
その他の関連事項		<ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月～平成29年12月 「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」において計8回会合を開催し、平成29年12月8日に最終取りまとめ。 平成29年12月18日 第14回まち・ひと・しごと創生会議において「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）について審議
事後評価の実施時期等		平成36年3月31日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他法の施行の状況について、平成41年3月31日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他法の施行の状況について検討を行う。